

ヤングケアラー支援ハンドブック





ヤングケアラー支援ハンドブック

はじめに	1
------	---

第1章 ヤングケアラーの理解

1 ヤングケアラーとは	3
2 お手伝いとの違い	6
3 ヤングケアラーをよりよく理解するためのヒント	7

第2章 ヤングケアラー支援の必要性

1 こどもがケアを担う背景	8
2 「子どもの権利」の視点	9
3 「子どもの権利」に関するアセスメント項目	10
4 家庭全体への支援の必要性	12

第3章 ヤングケアラーと思われるこどもに気づくポイント

1 ヤングケアラーへの気づき	13
2 気づきのポイント	14

第4章 ヤングケアラーへの支援

1 ヤングケアラー支援における留意点	17
2 関係機関との連携のポイント	19

ヤングケアラー相談窓口	24
-------------	----



はじめに

ヤングケアラーは、そのこどもの年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響が及ぼされることもあり、実態の把握や支援が求められています。

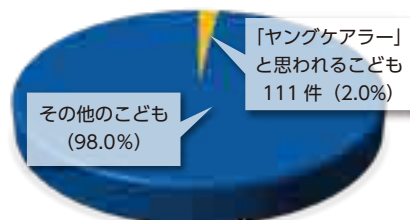
これまでの国の調査

令和2年度に全国の中学生、高校生を対象に行われた調査^{*1)}によると、世話をしている家族が「いる」と回答したのは、中学2年生が5.7%、全日制高校2年生は4.1%、また、令和3年度に全国の小学生を対象に行われた調査^{*2)}では、世話をしている家族が「いる」と回答した小学生は6.5%でした。

三重県の状況

令和4年度に県が実施したヤングケアラー実態調査（以下、三重県実態調査）において、市町の要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）を対象にしたアンケート調査で、要対協が把握するヤングケアラーと思われるこどもの割合は2.0%（5586人中111人）でした。

ヤングケアラーと思われるこどもの件数（n=5586）^{*4)}



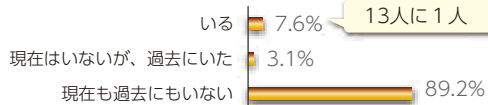
その他に、市町の子育て担当課が把握している「ヤングケアラー」と思われるこどもの件数は49件あり、**少なくとも160人**のヤングケアラーと思われるこどもがいることが分かりました。

（三重県実態調査 要対協アンケート）

一方、県内在住のこどもと若者へのアンケート調査^{*3)}では、7.6%（604人中46人）の人が、家族の中に世話をする相手が「いる」と答えました。また、「過去にいた」と答えた19人と合わせた計65人に、世話を必要としている家族のことや、世話の悩みを誰かに相談したことがあるか尋ねたところ、「誰にも相談していない」と答えたのは61.5%（65人中40人）でした。

これらの結果から、関係者が把握していないヤングケアラーが潜在化している可能性もあり、丁寧に実態把握や関係者への周知を進めていく必要があることが分かります。

世話をする相手の有無（n=604）



（三重県実態調査 こどもと若者のアンケート）

※1) 令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書（令和3年3月三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）」

※2) 令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書（令和4年3月株式会社日本総合研究所）」

※3) 県内在住のネットリサーチモニターを対象として、中学生以上22歳以下の604人から回答

※4) 「n」は、有効回答数を表しています。

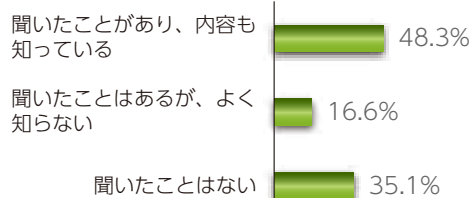
ハンドブック作成の目的

ヤングケアラー支援にあたっては、早期の実態把握、途切れない支援が必要とされています。そのためには、こどもに関わる機会のある関係者が、ヤングケアラーについて理解を深めることが重要です。また、ヤングケアラーの置かれている状況は様々であるため、実際の支援を検討するためには、関係機関の連携が不可欠です。

このハンドブックは、三重県実態調査の結果も踏まえたうえで、県内の支援者の方々が日々の業務・活動の際に、手元において見返しながら活用してもらうことを想定しています。

三重県実態調査で実施したこどもと若者へのアンケートでは、ヤングケアラーという言葉について「聞いたことがあり、内容も知っている」としたのは半数程度であり、また、要対協へのアンケートにおいては、子どもを支援する際の課題として、【家族や周囲の大人にこどもが「ヤングケアラー」である認識がない】が、75.9% と高くなっています。この結果からも、こども本人や家族、周囲の大人への普及、啓発の必要性の高さを示しています。

ヤングケアラーの認知度 (n = 604)



(三重県実態調査 こどもと若者のアンケート)

潜在化しているヤングケアラーに対する気づきや、こども・家庭への見守りの視点を広めていくことが大切です。

なお、ヤングケアラー支援は始まったばかりであり、このハンドブックは今後の取り組み状況などにより、随時見直していくことを予定しています。

※ハンドブックを作成するにあたっては、令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン案（令和2年3月三菱UFJリサーチ&コンサルティング）」、令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル（令和4年3月有限責任監査法人トーマツ）」、令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童福祉部門と教育分野に焦点を当てた市区町村におけるヤングケアラー把握・支援の運用の手引き（令和5年3月有限責任監査法人トーマツ）」等を参考に、令和4年度に県が実施した三重県ヤングケアラー実態調査の結果を引用しながら整理しました。

第1章 ヤングケアラーの理解

1 ヤングケアラーとは

令和6年6月子ども・若者育成支援推進法が改正され、ヤングケアラーについて、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義されました。例えば、次のイラストにあるような本来大人が担うと想定されている家事や家族の介護などの世話を日常的に行っている子ども・若者のことをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼い子どもなどの世話をしている。



障がいや病気のある子どもなどの世話をしている。



親の聞かせない家族の見守りや声をかけなどの気づかいをしている。



日本橋が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対処している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

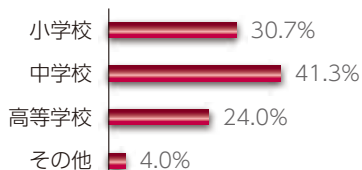
ヤングケアラーと思われるこどもの置かれている状況は様々であり、本人や家族がどのように現状を受け止め、考えているかも様々です。また、本人や家族に自覚がないことも多いことから、まずは、ヤングケアラーと思われるこどもに周囲の人たちが気づき、こどもの様子を気にかけて話を聞いたり、見守ったりしていくことが大切です。

その際に、客観的な視点となる「子どもの権利」についての視点を持ちつつ、こどもの気持ちを大切にすることが重要です。

ヤングケアラーが置かれている状況や、その思いは様々であることは、三重県実態調査の結果からも分かります。

【現在の在籍校(n=75)】

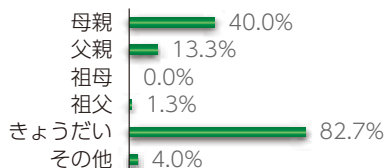
小学校が23件、中学校が31件、高校が18件、その他(学校に通っていない子ども)が3件



(三重県実態調査 要対協聞き取り)

【ケアの対象者(n=75) (複数回答)】

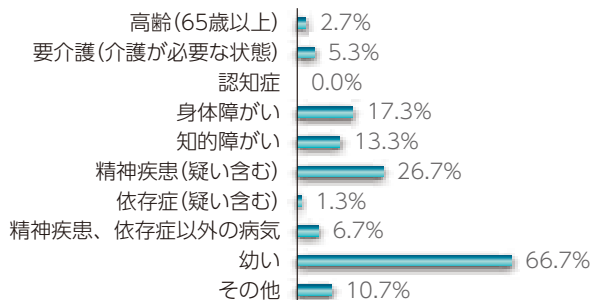
きょうだいが62件で最も多く、次いで母親が30件、父親が10件、その他3件の内容は「甥・姪」



(三重県実態調査 要対協聞き取り)

【ケアの対象者の状況(n=75) (複数回答)】

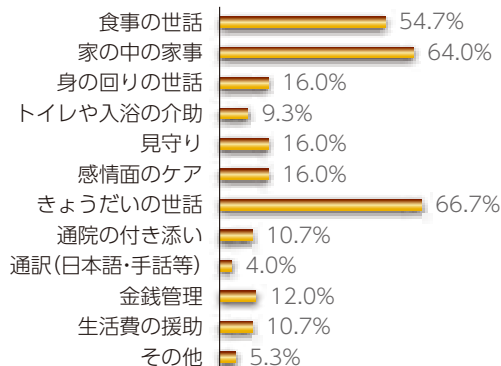
幼いが50件で最も多く、精神疾患(疑い)が20件、身体障がい13件、その他8件の内容は「日本語が不自由」など



(三重県実態調査 要対協聞き取り)

【ケアの内容(n=75) (複数回答)】

きょうだいの世話が50件、家の中の家事が48件、食事の世話が41件、その他は4件で、その内容は「甥・姪の世話」及び「手続き関係の補助」など



(三重県実態調査 要対協聞き取り)

【ヤングケアラーと思われるこどもたちの思い】

三重県実態調査では、ヤングケアラーと思われるこどもたちの思いとして、以下のような思いが聞かれました。

母の大変さはわかっているので母を助けたいと思っている

きょうだいの宿題を見守ったり、入浴の世話をするのは負担に感じている

親が病気だから自分が家事をするのは仕方ないと思う

家族の一員として支えていこうと思っている

父母から頼まれると仕方ない

きょうだいの世話より部活や勉強を優先したい

やるのが当たり前だと思っている

友達と自由に遊びたい

家でも家事をしなければいけないのに、学校の掃除や勉強はしたくない

(三重県実態調査 要対協聞き取り調査結果からの一部抜粋)

このように、こどもにはそれぞれの思いがあることを前提に関わることが大切になります。

実態把握を進める中で、こども本人や家族の状況、それぞれの思いなどに配慮し、個別に支援を検討する必要があります。また、ヤングケアラーのケア負担が軽減された場合やケアが終了した後の心のケアも継続することが大切です。



2 お手伝いとの違い

こどもが家事や家族のケアをすることは、こどもの思いやりや責任感を育むなどの良い面もあります。一方で、こどもの年齢や成長の度合いに見合わない重すぎる責任や過度な負担が続くと、お手伝いとは異なり、こどもの心身の健康、学習面、社会との関わりなどに影響を及ぼすことがあり、将来的に負担を抱える可能性があります。

【重すぎる責任や過度な負担とは…】

おかれている状況

- ・ 家族の中にケアを必要とする人がいる
- ・ 誰か代替りの人がいない
- ・ 「できない」と言えない など

量的な負担

- ・ 日常的にケアを任されている
- ・ 長時間に及ぶケアを任されている など

質的な負担

- ・ 親が責任を持っているかどうか
- ・ 「今、何をすべきか」という判断基準まで任せられている など



こどもが、大人が担うようなケア（の責任）を担っており、
こどもとしての生活を送ることができない



3 ヤングケアラーをよりよく理解するためのヒント

ヤングケアラーのケアに対する認識や思いは様々です。こども本人と信頼関係を築き、支援につなぐために、以下に記載したヤングケアラーの特徴が、より良く理解するためのヒントになります。

☆ ヤングケアラーは、成長や発達の中でケアを担うため、年齢に合わない過度な負担を子ども時代に負った場合、その後の人生にまで影響を受けることがある。

☆ こどもは自分の家庭しか知らずに育つことが多く、客観的な視点も持ちにくいことから、自分の担う家庭内役割が他と異なることに気付きにくく、現在の状況が当たり前だと感じていることが少なくない。

☆ 本人や家族に自覚がない状態では、自分からサポートを求めることも難しい。

☆ 家庭のことを知られたくないと思っていることも多い。家族に病気や障がいを抱えた人がいることを恥ずかしいと捉えている場合や、口止めされている場合もあり、家庭のことは隠すべきものと思っていることもある。

☆ 本人としてはケアをしたくないわけではなく、負担になっていても大切な家族のために自分からケアをしたいという想いがあることも少なくない。ケアすることを否定されると自分がしてきたことを否定されたように思ってしまうこともある。

☆ ケアをしている状況についてかわいそうと憐れまれることを嫌がる場合もある。家族をケアすることで優しくなる、責任感が芽生える等の良い側面もあり、単純に悪いことだと思われたくない。

☆ ケアを受けている家族を悪く言われたくないと感じている場合も多く、ヤングケアラーの役割をこどもに担わせているという理由で家族が責められることで本人も傷つく可能性がある。

☆ 信頼できる大人はいないと思っていることもある。大人に助けられた経験が少なく、人に頼ろう、相談しようという発想がない場合もある。

☆ 家族が時間的、精神的に余裕がないことも多く、本人は話を聞いてもらう機会が少ない場合もある。

☆ 大人の役割を担うことで他のこどもと話が合わないことや大人びてることがあり、また、現実的に遊ぶ時間がないこともあって、孤独を感じやすい。

出典：令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル（令和4年3月有限責任監査法人トーマツ）」

第2章 ヤングケアラー支援の必要性

1 こどもがケアを担う背景

家族が病気になったり、障がいをもつことでケアニーズが増えたり、親の離婚やそれに伴う就労時間の増加などにより養育・扶養機能が不十分になると、家庭機能のバランスが崩れます。そのバランスをとるために必要となるサポートを親族や公的サービスなどから受けることができない、またはそのサポートが十分でない場合に、こどもが家族のケアニーズを支える側にまわり、バランスをとる状況が発生します。一度この状態になると、バランスを保ち続けるために、こどもがケアを担い続けざるを得なくなってしまいます。

こどもがケアを担う背景

大人が家庭にかけられる時間やエネルギーの減少

サービスが届いていない

サービスが届いたとしても課題解決にいたらない

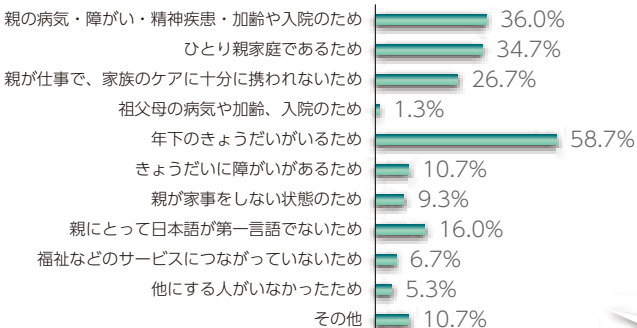
共働き世帯の増加

少子高齢化

地域のつながりの希薄化

家族によるケアを当たり前とする文化的背景

ケアすることになった理由 (n=75) (複数回答)



(三重県実態調査 要対協聞き取り)

ヤングケアラーといわれるこどもたちの実際の生活や気持ちについては、これまで知られる機会が少なく、また、ケアの担い手であるこどもは支援の対象とはされず、介護力として捉えられていました。

三重県実態調査においても、様々な理由があることが分かりました。

2 「子どもの権利」の視点

全てのこどもは、「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、適切な養育を受け、健全な成長・発達や自立が図られることなどを保障される権利があります。



生きる権利



育つ権利



健康を守る権利



教育を受ける権利

ヤングケアラーは、本来守られるべきこども自身の権利を侵害されている可能性があります。

ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響を受けることがあります。

実際に、学校を休みがち（遅刻・早退）、自分の時間が取れない、勉強の時間が取れない、友達と遊ぶ時間が取れない、孤独・孤立、睡眠不足、身体の不調をきたす、こども自身がやりたいことができないなど、「子どもの権利」が守られていない可能性があります。

しかしながらヤングケアラーの抱える課題は、家庭内のプライベートな問題であるため、周囲の大人から支援の対象として十分に認識されず、また本人や家族に自覚がなく問題が表面化しにくい構造であることから、関係機関などが連携して対応していくことが求められています。

日頃からこどものそばにいて、近くで様子を見ることのできる大人が、「子どもの権利」の視点を持って、こどもやその家庭の生活状況を把握していくことが大切です。

3 「子どもの権利」に関するアセスメント項目



～ こどもと関わりのある第三者が、ヤングケアラーの可能性のあるこどもに気づくためのヒントになります～

「子どもの権利」のうち、ヤングケアラーと関係の深い権利として「健康に生きる権利」「教育を受ける権利」「子どもらしく過ごせる権利」について整理されています。

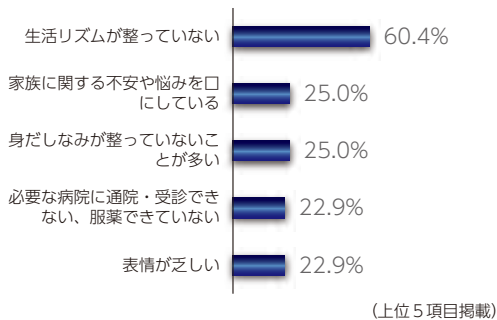
該当する場合には、改めて状況の確認をする必要があります。

健康に生きる権利	☐ 必要な病院に通院・受診できない、服薬できていない ☐ 精神的な不安定さがある ☐ 給食時に過食傾向がみられる（何度もおかわりをする）
	（その他の気になる点） ☐ 表情が乏しい ☐ 家族に関する不安や悩みを□にしている ☐ 将来に対する不安や悩みを□にしている ☐ 極端に痩せている、痩せてきた ☐ 極端に太っている、太ってきた ☐ 生活リズムが整っていない ☐ 身だしなみが整っていないことが多い（季節に合わない服装をしている） ☐ 予防接種を受けていない ☐ 虫歯が多い
教育を受ける権利	☐ 欠席が多い、不登校 ☐ 遅刻や早退が多い ☐ 保健室で過ごしていることが多い ☐ 学校に行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある
	（その他の気になる点） ☐ 授業中の集中力が欠けている、居眠りしていることが多い ☐ 学力が低下している ☐ 宿題や持ち物の忘れ物が多い ☐ 保護者の承諾が必要な書類等の提出遅れや提出忘れが多い ☐ 学校（部活含む）に必要なものを用意してもらえない ☐ お弁当を持ってこない、コンビニ等で買ったパンやおにぎりを持ってくることが多い ☐ 部活に入っていない、休みが多い ☐ 修学旅行や宿泊行事等を欠席する ☐ 校納金が遅れる。未払い ☐ クラスメイトとのかかわりが薄い、ひとりであることが多い ☐ 高校に在籍していない
子どもらしく過ごせる権利	☐ 幼稚園や保育園に通園していない ☐ 生活のために（家庭の事情により）就職している ☐ 生活のために（家庭の事情により）アルバイトをしている ☐ 家族の介助をしている姿を見かけることがある ☐ 家族の付き添いをしている姿を見かけることがある ☐ 幼いきょうだいの送迎をしている姿をみかける
	（その他の気になる点） ☐ 子どもだけの姿をよく見かける ☐ 年齢と比べて情緒的成熟度が高い ☐ ともだちと遊んでいる姿をあまり見かけない

出典：「ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン（令和2年3月三菱UFJリサーチ&コンサルティング）」

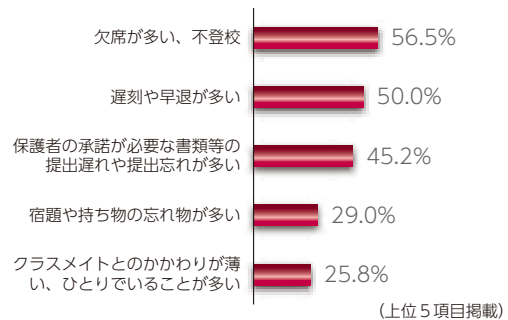
三重県実態調査において、ヤングケアラーと思われるこどもの事例 75 件について要対協に対して行った聞き取り調査では、「子どもの権利」に関する調査結果は以下のとおりで、多くのこどもたちが、何らかの支援（サポート）を必要としている状況が分かります。

「健康に生きる権利」についての状況 (n=48) (複数回答)



聞き取り調査対象75件中、
「健康に生きる権利」について48件が該当

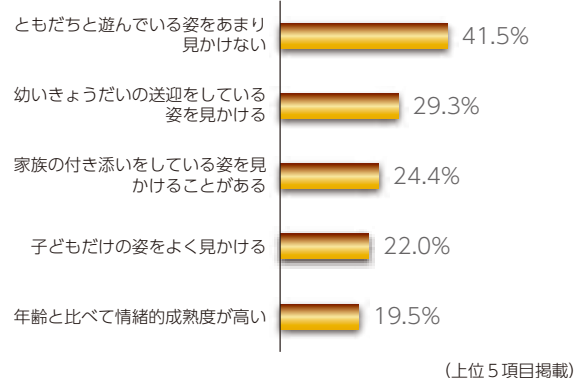
「教育を受ける権利」についての状況 (n=62) (複数回答)



聞き取り調査対象75件中、
「教育を受ける権利」について62件が該当

要対協への聞き取り調査では、関係者からみて権利の項目に全く該当しないこどもが7件（9.3%）見受けられました。自分からSOSを出せない（出さない）、周囲に気付かれないように振る舞っているなど、周りの大人たちから見て分かりにくい、把握することが難しいヤングケアラーのこどももいることが想定されます。

「子どもらしく過ごせる権利」についての状況 (n=41) (複数回答)



聞き取り調査対象75件中、
「子どもらしく過ごせる権利」について41件が該当

4 家庭全体への支援の必要性

これまでヤングケアラーと思われる子どもたちが見過ごされてきたのは・・・

子どもは自分自身の状況を客観視しにくい

ケアすることを当たり前だと思っている

家の中のことであり、周囲に相談しにくい

家族の病気や障がいのことを知られたくない

子どもも介護力としてみられていた

支援の対象とされていなかった

子どもの生活状況や思いが知られていなかった

などの背景がありました

実際は・・・

年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って生活をしている
「子どもの権利」の視点からみて、支援が必要な子どもたちがいる

ただし・・・

その支援は、子どものみでなく、家庭全体に対して行う必要がある

子ども本人の権利が侵害されている状況であれば、改善に向けての何らかの支援が必要な状況となります。ヤングケアラーと思われる子どもの支援を考える際には、子どもの周りにいる「大人」がどういった状況にあるか、どのような理由で現在の状況が生じているのか、ということへのアセスメントが不可欠だと考えられます。

家族それぞれが抱えるニーズを理解した上で、子ども本人への支援と、ケアを必要とする家族への支援を総合的に考えることが必要となります。ヤングケアラーと思われる子どもたちへの支援だけでなく、家庭全体への支援を検討し実践することで、家庭の生活が安定し、子どもの生活も安定することにつながります。

留意点

ヤングケアラーの子どもがいることで家庭内の
バランスが取れている状況に留意が必要です

家庭との信頼関係の
構築も不可欠です

ケアしていることを否定したり、信頼関係のできていない状況で「ヤングケアラー」
という言葉を使うと相手を傷つける場合があります

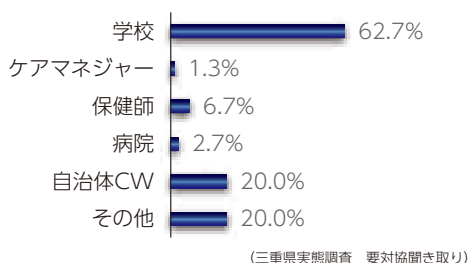
第3章 ヤングケアラーと思われるこどもに気づくポイント

1 ヤングケアラーへの気づき

様々な課題を抱える家庭の中で、こどもがヤングケアラーの状態にあることに周りの大人がどのように気づくか、ということが大切なことになります

三重県実態調査ではヤングケアラーの発見者に関しては、学校が62.7%と、一番高い割合でした。

ヤングケアラーの発見者(n=75) (複数回答)



学 校

こどもに近い存在であり、日常生活の小さな変化やSOSに気づくことができます。

つなぐことの大切さ

⇒ 実際の支援に関しては、こども本人のみでなく、家庭全体への支援となるため、学校だけで支援をするのではなく、関係機関との連携が重要となります。

また、学校以外にも、こどもまたは家族と接点を持つ関係機関などがその可能性に気づくことができるようにしておくことが重要です。普段からヤングケアラーがいるかもしれないという意識を持つことが求められます。

【ヤングケアラーであるこどもやその家族と外部の関わりの例】

こどもや家族の状況	こどもや家族の様子に気づき得る機関の例
こどもが学校に通っている場合	学校
こどもが地域の居場所等を利用している場合	こども食堂、フリースクール、学習支援教室、児童館など
こどもやきょうだいが一時保護・施設入所等から在宅に戻る場合	児童相談所、一時保護所、児童養護施設など
ケアの対象である家族が医療機関にかかっている場合	病院、診療所、訪問看護ステーションなど
ケアの対象である家族に障がいがある場合	相談支援事業所など
ケアの対象である家族が介護サービスを利用している場合	居宅介護支援事業所など
経済的に困窮している世帯の場合	福祉事務所、生活困窮者自立相談支援機関など
こどもも家族も外部との関わりがない場合	地域住民、民生委員・児童委員、主任児童委員など

出典：令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「ヤングケアラー支援に係るアセスメントツール等の使い方ガイドブック（令和5年3月有限責任監査法人トーマツ）」

2 気づきのポイント

～ 客観的にこどもの状態を見聞きできる立場の大人が確認する際のポイント ～

ヤングケアラーの状態にあるこどもの存在は、身近な課題である一方、把握されにくい状態にあります。関係する分野の人たちが、「ヤングケアラーがいるかもしれない」ということを意識してこどもや家庭を見守ることが重要です。

支援が必要なヤングケアラーの状況に早めに気づけるように、以下の視点及び項目を参考に、こどもの様子・状況を確認してください。

【視点① こどもが行うケアなどの状況】

18 歳未満のこどもや若者が、本来大人が担うと想定されている（通常のお手伝いの範囲を超える）ような家族へのケアや家事を日常的に行っている様子がありますか？

- ☐ 障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている（食事の介助、服薬管理やその他の身体的介護も含む）。
- ☐ 障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている（日常的な要望への対応など）。
- ☐ 障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。
- ☐ 買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。
- ☐ がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の世話をしている（話を聞く、寄り添うなどの対応、病院への付き添いなどを含む）。
- ☐ （認知症や精神疾患などで）
目を離せない家族の見守りや声かけなどの気遣いをしている。
- ☐ 幼いきょうだいの世話をしている（送迎をしている）。
- ☐ 日本語以外の言葉を話す家族や障がいのある家族のために通訳（第三者との会話のサポートなど）をしている。
- ☐ アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。
- ☐ 家計を支えるために働いて、家族を助けている。
- ☐ その他、こどもの負担を考えたときに気になる様子がある。

これらの項目を
ヒントにして、ヤング
ケアラーに気づく
ことが重要です

【視点② こどもの孤立の状況】

そのこどもが行う家族へのケアや家事を一緒にしている人や、頼りにできる人がいるように見受けられますか？

こどもにとって
協力者や相談相手
はいますか？

【視点③ 子どもの権利が守られているか】

子どもの権利
(教育を受ける権利)
が守られて
いますか？

そのこどもは、家族へのケアや家事によって学校（部活含む）に通えていない、または遅刻や早退が多いように見受けられますか？

(こどもが保育所、認定こども園、幼稚園に所属する場合も含む)

【視点④ ケアなどの影響】

家族へのケアや家事が理由で、そのこどもの心身の状況に、心配な点が見受けられますか？

(元気がない、顔色が悪い、進学を諦めるなどの意欲の低下、外見で気になることがあるなど)

ケア以外の要因で
あってもこのよう
な状況があれば、
何か困りごとを
抱えているかも
しれません

家族の関係性
を理解するための
ヒント

【視点⑤ 家族の関係性】

そのこどもが家族に必要以上に気を遣っているように見受けられますか？

(親の顔色を見て行動している、自分の意見を言わないなど)

【視点⑥ 多機関連携の必要性】

ヤングケアラーの可能性があると考えられる場合は、支援ニーズの確認のために、こどもの気持ちを確認し、必要に応じて支援につなげることが求められます。

その際に他機関の手助けが必要ですか？

こどもやその家族
に関係する機関の
中で、こどもの
気持ちを一番理解
している機関を
考える

出典：「ヤングケアラー支援に係るアセスメントツール等の使い方ガイドブック（令和5年3月有限責任監査法人トーマツ）」を参考にして、県子ども福祉・虐待対策課で編集したものです。

前述の項目に加え、各分野での気づくきっかけの例

教育・保育

- ☐ 保健室で過ごしていることが多い
- ☐ 持ち物がそろわなくなってきた
- ☐ 優等生でいつもがんばっている
- ☐ 周囲の人に気を遣いすぎる
- ☐ 児童・生徒から相談がある
- ☐ 家庭訪問時や生活ノート等にケアをしていることが書かれている
- ☐ 保護者が授業参観や保護者面談に来ない
- ☐ 幼いきょうだいの送迎をしていることがある
- ☐ 提出物が遅れがちになってきた
- ☐ しっかりしすぎている
- ☐ こども同士よりも大人と話が合う
- ☐ 服装が乱れている

高齢者福祉／障がい福祉／生活保護・生活困窮

- ☐ 家庭訪問や来所相談時に常に傍にいる
- ☐ 常にケアが必要な家族の傍にいる

医療

- ☐ 来院時の身なりが整っていない、虫歯が多い
- ☐ 学校がある日に受診同行をする

地域

- ☐ 学校へ行っているべき時間に、学校以外で姿をみかけることがある
- ☐ 自治会の集まりなど、通常大人が参加する場にこどもだけで参加している
- ☐ こども食堂などに来ている時の様子で気になる点がある（お腹が減っている、服装が乱れている、家に帰ろうとしないなど）
- ☐ 通学時間帯などにおいて、いつも見かける所で姿を見かけなくなった

その他

- ☐ ごみ問題の発生（ごみの分別ができない、捨てられない、家中が片付けられないなど）
- ☐ 家賃不払いにより自宅を退去
- ☐ こどもが親の通訳をしている
- ☐ 教育支援センター（適応指導教室）で児童・生徒から家族のケアに関する相談がある
- ☐ 児童家庭支援センターなどにおいて、家族のケアを行うこどもに関する相談がある

出典：「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル（令和4年3月有限責任監査法人トーマツ）」を参考にして、
県子ども福祉・虐待対策課で編集したものです。

第4章 ヤングケアラーへの支援



1 ヤングケアラー支援における留意点

ヤングケアラーの問題は、家庭内のデリケートな問題であることで表に出にくく、また、ヤングケアラーが置かれている状況は様々であり、ケアに対する本人の思いも様々です。

そのため、ヤングケアラーの支援を進めていくうえで、以下について配慮し、留意してください。

(1) 家庭全体を支援することが重要

ヤングケアラーの問題は、家族が抱える様々な課題が関係し合い、複合化したものであることから、支援にあたっては家庭全体の問題を包括的に把握して取り組むことが重要になります。

(2) ヤングケアラー本人や家族の思いに配慮した支援

ヤングケアラーの支援にあたっては、ヤングケアラーの置かれている状況やケアに対する思いが様々であることに留意し、本人や家族の思いに配慮した支援が求められます。

(3) 「ヤングケアラー」であることを、こどもや保護者等は認識していないことが多い

本来守られるべきこどもも自身の権利が侵害されていること等を説明し、支援を受けることを納得できるように向き合うことから始めます。

(4) ケアを担っていることを否定しない

否定したり、逆に過度に評価するのではなく、本人の状況を認めたくえて「いつでも助けを求めている」ことなどを示します。なお、本人の心身への影響具合を勘案し、関わり方を検討することが必要です。

(5) ヤングケアラーは特別な存在ではない

どのような家庭でもこどもがヤングケアラーになる可能性があります。保護者や家族に対して否定的な感情や態度を表すことによって、こども自身をも苦しめることがないように留意する必要があります。

(6) こどもに話を聞く際、次のことを伝え同意を得たうえで話を聞く

- ① 話を聞く目的
- ② 話をするとこの先どうなるのか
- ③ こどもの同意なく第三者に話さないこと

こども本人のケア負担の軽減などのためには、①及び②を伝えることで、本人との信頼関係を築いて、支援につないでいくことが必要です。支援者の誠実な対応が求められます。こどもの思いを尊重し、その気持ちに寄り添うことが重要です。

また、こども本人の同意なく第三者に共有されてしまうことで、心を閉ざしてしまうことがあります。

(7) 「ヤングケアラー」であることを公にしてほしくないケースに対する配慮

周囲から偏見を持たれないようにするためにも、十分に配慮した対応が必要です。

(8) こどもに対するメンタル面でのサポート

ケアを担ってきたことによる心身への影響や、支援が入ることでケアが解消、軽減されたことに対する罪悪感を抱くことも多く、メンタル面のサポートが重要です。

(9) こども自身を必要な支援につなぐこと

メンタル面以外においても、こども自身に対する支援が必要な場合、適切な支援が受けられるように関係機関などにつないでいくことが必要です。

(10) 介入拒否を続ける家庭には継続的な関わりと少しの工夫が重要

介入拒否がある場合、保護者等の拒否感情に配慮しながら、時間をかけ、また、相手にとって役立つ情報を持って関係機関と協力しながら訪問するなど工夫して保護者等との関係づくりに継続的に取り組むことが重要です。

(児童虐待などに該当する場合で緊急に支援する必要がある場合を除く。)

2 関係機関との連携のポイント

ヤングケアラーの支援は、家庭全体の問題を包括的に把握して取り組む必要があることから、多機関連携による支援が重要になります。そのため、多機関連携による支援を行ううえで、次の三つの項目について理解・把握しておくことが重要になります。

- (1) 連携して支援を行う際の支援の在り方・姿勢
- (2) ヤングケアラー及びその家族を支える関係機関
- (3) 関係機関とその機能・役割

(1) 連携して支援を行う際の支援の在り方・姿勢

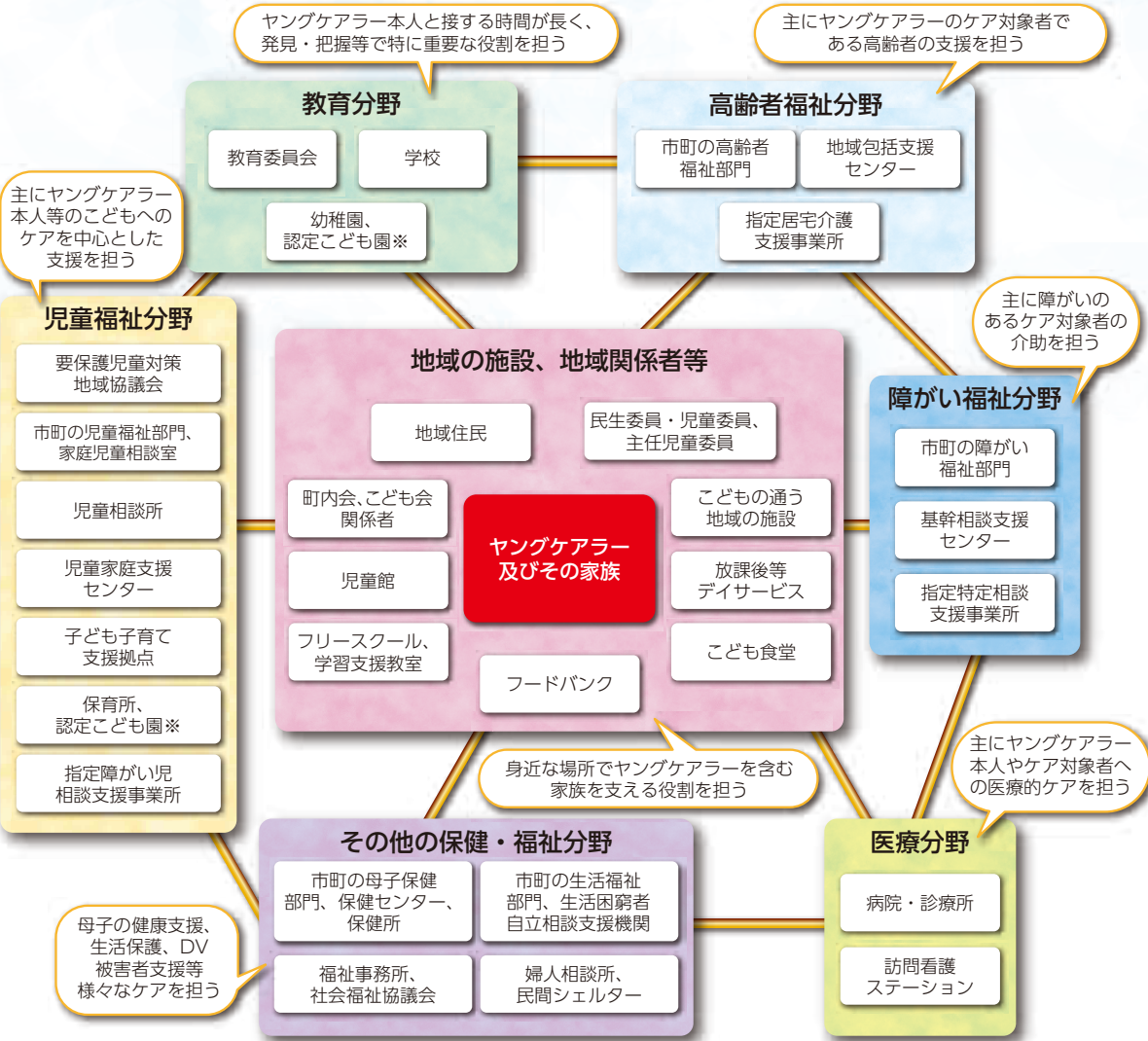
多機関が連携して支援を行う際の支援の在り方・姿勢について、「連携支援十か条」としてまとめられていますので、参考にしてください。

- 一 ヤングケアラーが生じる背景を理解し、家族を責めることなく、家族全体が支援を必要としていることを各機関が理解すること
- 二 緊急の場合を除いて、ヤングケアラー本人抜きで性急に家庭に支援を入れようとするとはせず、本人の意思を尊重して支援を進めることが重要であることを各機関が理解すること
- 三 ヤングケアラー本人や家族の想いを第一に考え、本人や家族が希望する支援は何か、利用しやすい支援は何かを、各機関が協力して検討すること
- 四 支援開始から切れ目なく、また、ヤングケアラー本人や家族の負担になるような状況確認が重複することもなく支援が包括的に行われることを目指すこと
- 五 支援を主体的に進める者（機関）は誰か、押し付け合いをせずに明らかにすること
- 六 支援を進める者（機関）も連携体制において協力する者（機関）も、すべての者（機関）が問題を自分事として捉えること
- 七 各機関や職種は、それぞれの役割、専門性、視点が異なることを理解し、共通した目標に向かって協力し合うこと
- 八 既存の制度やサービスで対応できない場合においても、インフォーマルな手段を含め、あらゆる方法を模索するとともに、必要な支援や体制の構築に向けて協力すること
- 九 ヤングケアラー本人や家族が支援を望まない場合でも、意思決定のためのサポートを忘れずに本人や家族を気にかけて、寄りそうことが重要であることを各機関が理解すること
- 十 円滑に効果的に連携した支援を行うことができるよう、日頃から顔の見える関係作りを意識すること

(2) ヤングケアラー及びその家族を支える主な関係機関

ヤングケアラー及びその家族を支えるため、連携する可能性のある機関はどのようなところがあるのかを分野別に整理すると以下のとおりで、支援を行う際の参考としてください。

<主な関係機関>



※認定こども園は4類型あり、類型によって関係する分野が異なります。

※令和6年4月1日より、児童福祉分野に「こども家庭センター」の設置が予定されています。

出典：「児童福祉部門と教育分野に焦点を当てた市区町村におけるヤングケアラー把握・支援の運用の手引き（令和5年3月有限責任監査法人トーマツ）」を参考にして、県子ども福祉・虐待対策課で編集したものです。

(3) 関係機関とその機能・役割

ヤングケアラー支援における主な関係機関の機能・役割例について、その概要は以下のとおりです。

児童福祉

要保護児童対策地域協議会	・ 要保護児童等に関し、関係者間での情報共有と支援について協議を行い、連携して対応していくための機関。 ・ 構成機関に対して守秘義務が課されている。 ・ 協議会で開催される会議は、「代表者会議」、「実務者会議」、「個別ケース検討会議」の三層で構成されるのが標準的。
市町の児童福祉部門 や家庭児童相談室	・ こどもに関する様々な問題につき、家庭その他からの相談に応じ、個々のこどもや家庭に援助を行う。 ・ 関係機関とともに家庭訪問等を行い、状況を把握することや公的な福祉サービスにつなげる等の役割を担う。
児童相談所	・ こどもに関する相談について、こども本人・家族・地域の方々等から広く受け付けている。 ・ 関係機関とともに家庭訪問等を行い、状況を把握することや、家庭への指導、また必要に応じて一時保護、児童養護施設への入所等の措置をとる。
児童家庭支援センター	・ 児童福祉法に基づいたこどもと家庭の専門相談機関。 ・ 心理療法等も行う。 ・ こどもがいる家庭の支援を目的に児童相談所よりも身近な相談窓口として、多くは児童養護施設等の施設に附置されていて、地域支援を行う機能を果たしている。
指定障害児相談支援事業所	・ 障害児通所支援を利用する障がい児について、障害児支援利用計画の作成等を行う。

児童福祉・教育

保育所、認定こども園、幼稚園	・ 就学前のこどもに幼児教育・保育を提供する機関。地域における子育て支援も行う。 ・ ケア対象者であるきょうだいに対する保育所の利用調整を行い、ヤングケアラーの負荷軽減につなげた事例などあり。
----------------	---

教育

市町の教育委員会	・ 学校等から得られた情報を他機関につなぐとともに、関係機関とともにケース会議等に参加する。
学校	・ 学校には教員や養護教諭の他、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーが配置されている場合があり、ヤングケアラー支援においても重要な役割を担う。 ・ 教員等はヤングケアラーと日常的に接する機会があり、ヤングケアラーに気づきやすく、気づきから関係機関と連携して支援につなげた事例あり。

障がい福祉

市町の障がい福祉部門	・障がい福祉サービス等の支給決定など、障害者総合支援法等に基づき、地域の障がい保健福祉施策を担う。 ・ヤングケアラー本人またはケアをしている対象者に障がいがある場合の支援を行うとともに、障がい福祉サービス事業所と他機関とのパイプ役を担う事例あり。
基幹相談支援センター	・地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、専門的・総合的な相談支援や地域の相談支援事業所等のバックアップ等の業務を行う。 ・ヤングケアラー本人やケアをしている対象者に対する福祉サービスの利用調整、他機関と連携しての自宅訪問、各機関との連絡調整を行った事例あり。
指定特定相談支援事業所	・障がい福祉サービス等を申請した障がい児・者について、サービス等利用計画の作成等を行う。
指定一般相談支援事業所	・入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する者に対し、地域移行に向けた支援を行う。また、地域生活を継続していくための支援も担う。
障がい者相談支援事業担当部署 (相談支援事業所委託可)	・障がいのある人の福祉に関する様々な事柄について障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助も行う。

高齢者福祉

市町の高齢者福祉部門	・高齢者福祉事業、介護予防、認知症対策、総合事業等の様々な高齢者福祉施策を行う。 ・ヤングケアラーがケアをしている高齢者に対する支援を行うとともに、介護支援事業者と他機関とのパイプ役を担った事例あり。
地域包括支援センター	・地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防に必要な援助等を行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケア実現に向けた中核的な機関として市町が設置する機関。 ・ヤングケアラーがケアをしている高齢者に対する介護サービスの利用調整、家庭状況の把握や各機関との連絡調整を行う。
指定居宅介護支援事業所	・介護保険によるサービスを適切に利用するために、居宅サービス計画の作成・居宅サービスを提供する事業所等との連絡調整等を行う。

その他福祉

市町の母子保健部門 や保健センター	・健康相談、保健指導等、地域保健に関する事業を行う。 ・関係機関とともに家庭訪問や乳児の指導や見守り時にこどもの様子や家の中の様子を把握し、必要に応じて関係機関と情報の共有や行政サービス、医療との連携を図る。
市町の生活福祉 部門	・生活保護及び生活困窮者の自立支援に関する施策を行う。
福祉事務所	・福祉六法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を司る第一線の社会福祉行政機関。援護などを必要とする人の家庭を訪問したり、面接によって本人の状況を調査し、保護措置の必要の有無及びその種類を判断したりするほか、生活指導などを行う。
婦人相談所・配偶者暴力 相談支援 センター等	・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護等を行う。

医 療

病院・診療所	・医師等が医療の提供を行う機関。 ・体調不良となったヤングケアラーを児童相談所からの依頼を受けて一時保護した事例などあり。
--------	--

地 域

こどもの通う地域の 施設（児童館、放課後 児童クラブ等）	・保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る施設等。 ・児童館職員が学校（スクールソーシャルワーカー等）等と連携して、ヤングケアラーを外出につなげ、社会とつないだ事例などあり。
地域の関係者（民生委 員・児童委員、主任児 童委員、子ども会関 係者、近隣住民等）	・それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助等を行う。 ・民生委員・児童委員が食料を届け、保護者との関係を築き、家庭内の状況把握を行った事例あり。また、民生委員・児童委員をはじめとした地域の関係者による見守りを行い、必要に応じて関係機関と情報共有を行った事例あり。
フリースクール・こども 食堂等の民間団体	・学習活動、教育相談、体験活動等の活動や、無料または低額の食事を提供するなどして、地域交流の場等の役割も果たす。 ・こども食堂からの食事の提供や学習支援、見守りを行った事例あり。

出典：「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル（令和4年3月有限責任監査法人トーマツ）」を参考にして、
県子ども福祉・虐待対策課で編集したものです。

※令和6年4月1日設置予定の「こども家庭センター」は、全ての妊産婦、子育て世帯を対象に、児童福祉と母子保健の一体的支援を行う機能を有する機関として位置づけられています。子ども家庭支援員等と保健師等が適切に連携・協力して、妊産婦や子どもへの支援を実施します。

ヤングケアラー相談窓口



令和6年4月現在の県内の相談窓口は以下のとおりです。今後、窓口に変更がありましたら県ウェブサイト内にて掲載しますので、ご利用の際は最新版をご確認願います。

<ヤングケアラー相談窓口掲載ページ> <https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0323800155.htm>

1 市町 相談窓口

市町名	相談窓口担当課	電話番号
桑名市	子ども総合センター 家庭支援係	0594 - 24 - 1298
いなべ市	健康こども部家庭児童相談室	0594 - 86 - 7822
木曽岬町	子ども・健康課	0567 - 68 - 6119
東員町	子ども家庭課こども家庭センター	0594 - 86 - 2875
四日市市	こども未来部こども家庭課	059 - 354 - 8276
菰野町	子ども家庭課子ども家庭センター室子ども家庭支援係	059 - 391 - 1128
朝日町	子育て健康課	059 - 377 - 5652
川越町	子ども家庭課	059 - 366 - 7130
鈴鹿市	健康福祉部健康福祉政策課	059 - 382 - 9012
	子ども政策部子ども家庭支援課	059 - 382 - 9140
	教育委員会事務局教育支援課	059 - 382 - 9055
亀山市	子ども未来部子ども総合支援課	0595 - 83 - 3715
津市	健康福祉部こども家庭センター	059 - 229 - 3284
松阪市	健康福祉部こども局こども家庭センター	0598 - 30 - 8666
多気町	こども課	0598 - 38 - 1154
明和町	こども課	0596 - 52 - 7123
大台町	福祉課	0598 - 82 - 3783
伊勢市	健康福祉部福祉総合支援センター	0596 - 21 - 5709
玉城町	保健福祉課 地域共生室	0596 - 58 - 8000
度会町	保健こども課	0596 - 62 - 2413
大紀町	健康福祉課	0598 - 86 - 2216
南伊勢町	子育て・福祉課	0599 - 66 - 1114
鳥羽市	健康福祉課子育て支援室	0599 - 25 - 7221
志摩市	こども家庭課	0599 - 44 - 0282
名張市	福祉子ども部子ども家庭室	0595 - 63 - 7594
伊賀市	健康福祉部こども家庭支援課	0595 - 22 - 9609

市町名	相談窓口担当課	電話番号
尾鷲市	福祉保健課子育て支援係	0597 - 23 - 8202
紀北町	福祉保健課	0597 - 46 - 3122
熊野市	福祉事務所子ども家庭総合支援室	0597 - 89 - 4111 (内線 161)
御浜町	健康福祉課	05979 - 3 - 0508
紀宝町	福祉課	0735 - 33 - 0339
	みらい健康課	0735 - 33 - 0355

2 その他の相談窓口

機関・相談窓口名	相談内容	電話番号
児童相談所相談専用ダイヤル	虐待の相談以外にもこどもの福祉に関する様々な相談	0120 - 189 - 783 (24 時間受付)
24 時間子供 S O S ダイヤル (文部科学省)	いじめ問題やその他の子供の S O S 全般	0120 - 0 - 78310 (24 時間受付)
こどもの人権 110 番 (法務省)	「いじめ」や虐待などこどもの人権問題に関する相談	0120 - 007 - 110 (平日 8 時 30 分～ 17 時 15 分)
こどもほっとダイヤル	18 歳未満のこどもからの相談が対象	0800 - 200 - 2555 (毎日 13 時～ 21 時 但し、年末年始の休日を除く)
チャイルドライン M I E	18 歳未満のこどもからの相談が対象	0120 - 99 - 7777 (月～土曜日 16 時～ 21 時)

3 三重県 ヤングケアラー担当課

	担当課名等	電話番号
三重県	子ども・福祉部 家庭福祉・施設整備課 家庭福祉班 (ヤングケアラー・コーディネーターを配置)	059 - 224 - 2271

令和6年9月

発行 三重県子ども・福祉部

